

## 議案第1号

### 熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員 の給与に関する規則の一部を改正する規則 の制定に係る臨時代理の報告及び承認につ いて

このことについて、別紙のとおり熊本県教育委員会規則の改正を行う必要があつたが、教育委員会に付議する暇がなかつたため、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第1項に基づき、教育長の臨時代理により改正を行つた。

よつて、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第3条第2項に基づき、今回の教育委員会で報告し、承認を求める必要がある。

#### (提案理由)

技能労務職の会計年度任用職員を令和2年4月1日より採用することに伴い、給与に関する規則を整備する必要があつた。当該規則は、県の技能労務職の給与に関する規則の例によることとする規定となつてゐるが、県の技能労務職の給与に関する規則の改正が、3月定例教育委員会の開催に間に合わなかつたため、臨時代理により改正を行つた。

よつて、今回の教育委員会において報告を行い、承認を求める必要があるため。

## 規則案の概要

### 1 規則の名称

熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

### 2 制定改廃の必要性

地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係規定を整理する必要がある。

### 3 内容

- (1) 技能労務職員の一部が会計年度任用職員に移行することに伴い、所要の規定の整理を行う。（第1条—第4条関係）
- (2) この規則は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会規則第6号

熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則(昭和45年熊本県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和32年熊本県条例第40号」の次に「。以下この条において「条例」という。」を加え、「(以下「職員」を「のうち、条例第2条第1項に規定する職員(次条から第4条までにおいて「条例第2条第1項職員」という。)及び条例第15条の2第1項の規定の適用を受ける会計年度任用職員(以下「技能労務会計年度任用職員」に改める。」

第2条中「職員」を「条例第2条第1項職員及び技能労務会計年度任用職員」に改める。

第3条本文中「受ける職員」を「受ける条例第2条第1項職員及び技能労務会計年度任用職員」に改め、同条ただし書中「職員」を「条例第2条第1項職員」に改める。

第4条中「職員」を「条例第2条第1項職員及び技能労務会計年度任用職員」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則(昭和45年熊本県教育委員会規則第14号)新旧対照表

旧	新
(目的) 第1条 この規則は、熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年熊本県条例第40号)の適用を受ける熊本県教育委員会事務局及び教育委員会の所管に係る教育機関の技能労務職員(以下「職員」という。)に対して支給する給与の額及び支給方法等に關し、必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第1条 この規則は、熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和32年熊本県条例第40号。以下この条において「条例」という。)の適用を受ける熊本県教育委員会事務局及び教育委員会の所管に係る教育機関の技能労務職員のうち、条例第2条第1項に規定する職員(次条から第4条までにおいて「条例第2条第1項職員」という。)及び条例第15条の2第1項の規定の適用を受ける会計年度任用職員(以下「技能労務会計年度任用職員」という。)に対して支給する給与の額及び支給方法等に關し、必要な事項を定めることを目的とする。
(職員の範囲) 第2条 職員 は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(2) (略)	(職員の範囲) 第2条 条例第2条第1項職員及び技能労務会計年度任用職員の範囲は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(2) (略)

(給与の額及び支給方法等)  
第3条 給料表、初任給、昇格及び昇給の基準、給料の調整額、諸手当の額並びに給料及び諸手当の支給方法並びに休職者の給与等については、この規則において別に定める場合を除き、熊本県技能労務職員の給与に関する規則(昭和32年熊本県規則第38号)の適用を受ける条例第2条第1項職員及び技能労務会計年度任用職員の例による。ただし、給料の調整額を支給する職員及び調整数は別表のとおりとする。

旧	新
(夜間定時制勤務手当)	(夜間定時制勤務手当)

第4条 夜間定時制勤務手当は、県立学校において、夜間の定時制課程に係る業務に従事する職員が、正規の勤務時間内において行われる業務に午後5時以降において2時間以上従事したときに支給する。

第4条 夜間定時制勤務手当は、県立学校において、夜間の定時制課程に係る業務に従事する職員及び技能労務会計年度任用職員が、正規の勤務時間内において行われる業務に午後5時以降において2時間以上従事したときに支給する。

「熊本県教育委員会事務局等の技能労務職員の給与に関する規則」  
(昭和 45 年熊本県教育委員会規則第 14 号)の一部改正に係る臨時  
代理の報告及び承認について

R02(2020 年) 学校人事課

## 1 改正の主旨

会計年度任用職員（技能労務職員に限る）の給与等の関係規定の整理

※ 適用開始：令和 2 年(2020 年)4 月 1 日

## 2 改正の内容

会計年度任用職員（技能労務職員に限る）の給与等の規定の整理について  
会計年度任用職員（技能労務職員）の採用に伴う給与の額及び支給方法等について、知事部局における技能労務職員の例によることとする。

（参考）知事部局における技能労務職員の給与関係規則  
熊本県技能労務職員の給与に関する規則

## 3 実施時期

令和 2 年(2020 年)4 月 1 日

## 4 参考（臨時の代理について）

●熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則  
(臨時代理)

第 3 条 教育長は、前条第 1 項の規定にかかわらず、同条各号に掲げる事務について、教育委員会に付議する暇がないと認めるときは、臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理をしたときは、次の教育委員会に報告し承認を求めなければならない。